

就職困難者を雇い入れた事業主を助成 特定求職者雇用開発助成金

特定求職者雇用開発助成金は、就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図ることを趣旨とした助成金です。就職困難者をハローワークなどの紹介により、雇い入れる事業主に対して一定額が助成されます。ハローワークなどが本助成金の対象労働者として事業主に職業を紹介し、事業主も本助成金の対象労働者を雇用することを承知していることが必要です。

特定求職者雇用開発助成金 特定就職困難者コース

【支給対象事業主】

支給対象となる労働者を、ハローワーク、特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者等の職業紹介により、雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが確実であると認められる事業主が対象です。

なお、職業紹介とは「求人および求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立のあっせんをすること」をいい、職業紹介によらない求人サイトを利用した雇入れや直接募集による雇入れなどは助成対象となりません。

雇用保険の適用事業主であること、労働保険料を滞納していないことなどの要件もあります。

【支給対象となる労働者】

支給対象となる主な労働者は以下の通りです。

母子家庭の母等／父子家庭の父（児童扶養手当を受けている者）／高年齢者（60歳以上の者）／身体障害者／知的障害者／重度障害者／精神障害者 など

採用日時点の満年齢が「65歳未満」の方のみ対象です。ただし「高年齢者（60歳以上の者）」は65歳以上の方も助成対象です。また、対象労働者が雇入れ日の前日から過去3年間に働いたことのある事業所（出向、派遣、請負、アルバイト、事前研修などを含む）に雇い入れられる場合、本助成金の対象とはなりません。

【支給要件】

ハローワーク、地方運輸局、適正な運用を期することのできる特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者または無料船員職業紹介事業者の紹介で雇い入れた場合のみ、対象となります。

【支給額】

採用する労働者の種類ごとに合計助成額がそれぞれ違います。括弧内は大企業への支給額です。

①母子家庭の母等／高年齢者（60歳以上）など
合計助成額：60万円（50万円） 短時間40万円（30万円）

②身体・知的障害者
合計助成額：120万円（50万円） 短時間：80万円（30万円）

③重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者
合計助成額：240万円（100万円） 短時間：80万円（30万円）

【申請手続き】

支給対象期間は6カ月間ごとに区切られています。申請期間は各支給対象期の末日の翌日から2カ月以内となっています。

対象労働者が支給対象期の途中に離職した場合は、当該支給対象期については原則助成金の支給を受けることはできません。

支給対象期間の起算日については募集要項で、詳細を確認してください。

【おわりに】

就職困難者の採用を検討されている場合、ハローワークなどへ当助成金の利用も含めて相談してみるとよいでしょう。対象労働者を雇い入れた事業主に対して、管轄労働局より制度周知文が送付されますので、支給要件を確認し、不明点などがあれば、専門家に相談しながら進めましょう。

出典：厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_u_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_konnan.html

※本記事の記載内容は、2024年10月31日現在の法令・情報等に基づいています。